

社会福祉法人 豊頃町社会福祉協議会役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 社会福祉法人 豊頃町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員
- (3) 各種部会及び委員会委員
- (4) その他会長が特に必要と認めた者

(報 酬)

第3条 会務の統括と会の運営に重責を担う会長に対して、月額10,000円の報酬を支給する。

2 報酬は就任した月にあたっては、その当月分の金額を、また、月の途中で職を離れた場合は、前月分までとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が理事会、評議員会及び各種委員会等に出席したとき、並びに会長又は副会長等が社会福祉協議会を代表して公務等に出席したときは、次の費用弁償を支給するものとする。

| 車賃 (1 km) | 日 当 (会議出席1回につき) |
|-----------|--------------------|
| 30円 | 2,500円 |

2 前項以外の用務に対する費用弁償は、社会福祉法人豊頃町社会福祉協議会旅費規程に準ずるものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は評議員会で定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。